

財産の承継等について（案）

1 基本方針

(1) 承継する財産

- 現に秋田公立美術工芸短期大学の用に供している土地および建物については、公立大学法人の基礎的財産として、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第66条に基づき、あらかじめ議会の議決を経て、平成25年4月1日付けで公立大学法人に承継する。

（当該財産は、法第67条の規定により公立大学法人に出資されたものとされる。）

- 平成24年度中に新たに整備する建物については、登記、財産評価、議会の議決等に必要の期間および法人の会計年度を考慮し、25年度は無償貸付とし、26年4月1日付けで追加出資する。

(2) 譲与する財産

- 土地・建物以外の財産は、秋田市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、平成25年4月1日付けで公立大学法人に譲与する。

2 財産類型別の取扱い

	法人設立時の価格		数 量	価 格
	≥50万円	<50万円		
(1) 土 地	出資（資産）		登記面積	鑑定評価
(2) 建 物 附属設備	整備済：出資（資産） 24年度に新たに整備：無償貸付（市の財産）		登記面積	鑑定評価
(3) 構 築 物 立 木	譲与（資産）	譲与（非資産）	実地調査	みなし償却
(4) 物 品	譲与（資産）	≥10万円	実地調査	みなし償却
		譲与（非資産）		
(5) 図 書 美 術 品	譲与（資産）		実地調査	購入価格

※資産とは、公立大学法人の貸借対照表に計上する資産であり、土地・建物・図書・美術品はすべて、その他の財産は耐用年数1年以上かつ50万円以上のものとする。

(1) 土 地

- すべて出資とする。
- 公立大学法人の会計上、出資に係る土地は、価格に関係なく貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- 数量は登記面積（登記済み）により、価格は鑑定評価により決定する。

(2) 建物・附属設備

- ・整備済みのものは出資とする。
- ・24年度中に新たに整備するもの（研究棟、彫刻実習棟、サークル棟、創作工房棟）は、25年度は条例に基づき無償貸付し、議会の議決を経て、26年4月1日に追加出資する。
- ・公立大学法人の会計上、出資に係る建物および附属設備は、価格に関わりなく貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- ・数量は登記面積により、価格は鑑定評価により決定する。

(3) 構築物・立木

- ・すべて条例に基づき譲与する。
- ・公立大学法人の会計上、耐用年数1年以上かつ50万円以上のものに限り貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- ・数量は、実地調査を行うことにより把握する。
- ・価格は、財産台帳、工事内訳書等により取得価格を把握し、承継時点までの費用配分を行うことにより算定する。（みなし償却）

(4) 物品

- ・すべて条例に基づき譲与する。
- ・公立大学法人の会計上、耐用年数1年以上かつ50万円以上のものに限り貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- ・公立大学法人における物品管理上は、10万円以上50万円未満のものを管理対象とし、10万円未満のものは消耗品として取り扱う。
- ・数量は、実地調査（調査対象：取得価格3万円以上）を行うことにより把握する。
- ・価格は、備品台帳、工事内訳書等をもとに取得価格を把握し、承継時点までの費用配分を行うことにより算定する。（みなし償却）

(5) 図書・美術品

- ・すべて条例に基づき譲与する。
- ・公立大学法人の会計上、すべて貸借対照表に計上する資産として取り扱う。
- ・数量は実地調査により把握し、価格は購入価格とする。

3 出資する財産の内容

別表のとおり

4 スケジュール（案）

24年12月議会	承継させる権利に関する議決 重要な財産を定める条例に関する議決
25年1月下旬	承継資産及び負債に係る債権者の異議申出に関する公告
4月1日	出資する財産の所有権移転登記

[別表] 承継させる権利に係る財産

資産の種別	所在地	地目	面積 (㎡)	価額 (円)
土地	秋田市新屋大川町51番 4	宅地	3,062.00	(鑑定評価による)
	秋田市新屋大川町54番 2		924.11	
	秋田市新屋大川町55番 2		376.63	
	秋田市新屋大川町84番 1		13,369.19	
	秋田市新屋大川町84番 4		221.48	
	秋田市新屋大川町84番 5		1,650.06	
	秋田市新屋大川町84番 6		4,703.30	
	秋田市新屋大川町134番 5		8,551.50	
	秋田市新屋大川町134番 6		13,189.33	
	秋田市新屋大川町134番 8		601.66	
	秋田市新屋大川町134番 9		409.70	
	合 計			

資産の種別	名 称	所在地	構 造	延床面積 (㎡)	価額 (円)
建物	校舎 (講義棟、研究棟、管理棟、シンボルタワーおよび附属図書館)	秋田市新屋大川町84番地 1、84番地 4、134番地 5、134番地 6	鉄筋コンクリート造5階建	10,089.14	(鑑定評価による)
	厚生棟	秋田市新屋大川町84番地 1	鉄筋コンクリート造2階建	849.84	(同 上)
	実習棟A	秋田市新屋大川町84番地 1	木造2階建	866.61	(同 上)
	実習棟B	秋田市新屋大川町84番地 1	木造平屋建	661.15	(同 上)
	実習棟C	秋田市新屋大川町84番地 1	木造平屋建	661.15	(同 上)
	ごみ置場	秋田市新屋大川町84番地 1	鉄筋コンクリート造平屋建	19.65	(同 上)
	コンプレッサー庫	秋田市新屋大川町84番地 1	コンクリートブロック造平屋建	23.70	(同 上)
	プロパン庫	秋田市新屋大川町84番地 1	コンクリートブロック造平屋建	23.70	(同 上)
	車庫	秋田市新屋大川町84番地 4	鉄筋コンクリート造平屋建	46.60	(同 上)
	校舎 (工芸体験棟、ギャラリー棟および地域交流棟)	秋田市新屋大川町84番地 6	木造2階建	2,138.81	(同 上)
	体育館	秋田市新屋大川町134番地 5	鉄筋コンクリート造平屋建	1,099.15	(同 上)
	合 計				16,479.50

参考1：制度概要

(1) 出資の必要性

- ・ 公立大学法人は、業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。【地独法第6条第1項】
- ・ 公立大学法人の設立団体である地方公共団体は法人の資本金の額の2分の1以上に相当する財産を出資しなければならない。【地独法第6条第3項】

(2) 出資に必要な手続き

- ・ 出資する財産は議会の議決を経て定める定款に記載しなくてはならない。【地独法第8条】
- ・ 公立大学法人に権利を承継するときは、あらかじめ議会の議決を得る必要がある。【地独法第66条第1項、同法施行令第9条第1項】
- ・ 公立大学法人が設立団体の有する権利及び義務を承継した場合、権利に係る財産の価額が義務に係る負債の価額を超えるときは、その差額に相当する金額及び当該設立団体が出資する資金その他の財産の価額の合算額が出資されたものとされる。【地独法第67条第1項】

(3) 法人の財産処分制限

- ・ 公立大学法人が条例で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可が必要。【地独法第44条第1項】
- ・ 前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。【地独法第44条第2項】

参考2：出資に関する他大学の事例

名 称	土 地	建 物	備 考
国立大学	出 資	出 資	
国際教養大学	出 資	出 資	土地の一部は開学4年後に秋田市が出資
秋田県立大学	出 資	出 資	
都留文科大学	出 資	出 資	
宮崎公立大学	出 資	出 資	
岡山県立大学	出 資	出 資	
島根県立大学	出 資	出 資	
神戸市外語大学	出 資	出 資	
大阪府立大学	無償貸与	出 資	土地境界が確定するまで無償貸与
広島県立大学	出 資	無償貸付	建物は整備中で完了し次第建物も出資